

2025年1月7日

お客さま各位

株式会社四国銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素より四国銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

四国銀行は2021年6月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に基づき、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、手形帳・小切手帳の新規発行を終了いたします。

記

1. 発行受付終了日

2025年12月30日（火）

2. 内容

2025年12月30日（火）を以って、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了いたします。

※自己宛小切手につきましても同様に新規発行受付を終了いたします。

※発行終了時点で保有されている手形帳・小切手帳については引き続きご利用いただけます。

3. 今後の予定

当座預金から現金を引き出す際の小切手の代わりとなる専用払戻請求書を制定予定です。

4. 代替サービスのご案内

手形・小切手による代金支払等につきましては、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキングでのお振込等の電子決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

[・「四国銀行でんさいネット」のご案内](#)

[・インターネットバンキング\(ビジネスダイレクト\)のご案内](#)

◆ 「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」について

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。

これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画[※]を策定しています。

※ 全国銀行協会策定の自主行動計画の詳細については、下記 URL をご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n111501/>

◆ 四国銀行のこれまでの取り組み

2024年4月1日より

- 当座預金新規口座開設停止
- 2027年4月以降が期日分の取立受付停止

以上